



平成25年12月25日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2146

名 称 有限会社 軽井沢観光
代表者 代表取締役 柏木良夫

安全統括管理者選任届出書 ⑦

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2146
有限会社 軽井沢観光
代表取締役 柏木 良夫

2. 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日

柏木 智良 昭和41年3月13日

3. 選任した年月日

平成25年12月25日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類



平成25年12月25日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2146

名 称 有限会社 軽井沢観光

代表者 代表取締役 柏木良夫

安全管理規程設定届出書 ③

このたび、安全管理規程を設定したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2146

有限会社 軽井沢観光

代表取締役 柏木 良夫

2. 実施予定日

平成26年1月1日

添付書類 1 設定した安全管理規程

平成25年12月25日

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5の要件を備える者であることを証します。

住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2146

名 称 有限会社 軽井沢観光バス

代表者 代表取締役 柏木良夫



選任した安全統括管理者：柏木 智良

車内での役職：専務取締役

(1) 安全統括管理者に選任した 柏木 智良 は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務 |
| <input type="checkbox"/> | ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務 |
| <input type="checkbox"/> | ハ. イ又はロに掲げる業務その他の運送の安全の確保に関する業務を管理する業務 |

部 署	主 な 業 務	在 職 期 間
総務・管理	総務全般・運行管理・整備管理	昭和62年6月～平成25年12月

(2) 安全統括管理者に選任した 柏木 智良 は、以下の理由により上記と同等以上の能力を有する者です。

専務取締役として永年、総務全般・運行管理・整備管理等の業務をおこなっており、安全統括管理者としての能力は有しています。

有限会社軽井沢観光 安全管理規程

制定 平成26年1月1日

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定(以下「本規程」という)は道路運送法(以下「法」という)第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目標とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全確保についての運用は、運行管理、車両整備管理、安全衛生管理その他関係規定と相俟って行うものとする。また、関係法令を順守すること。

(人命の尊重)

第三条 社員は常に安全運転につとめ「人命を尊重」し輸送の安全の確保に努めること。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第四条 1.社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2.輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し必要な改善を行い、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第五条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を順守すること。
- ② 輸送の安全に関する予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。

- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第六条 社内方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第七条 社内方針に基づき目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第八条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- (1) 輸送の安全に関し予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- (2) 輸送の安全に関し安全統括責任者の意見を尊重すること。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第九条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために選任し配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

(安全統括管理者の選任及び解任)

第十条 安全統括管理者は、法令に定める要件を満たしている執行役員の中から社長が任命する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- イ. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ロ. 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ハ. 関連法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十一條 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関連法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を制定して実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について定期的に又、必要に応じて経営トップに報告すること。
- ⑥ 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を総括管理すること。
- ⑧ 整備管理者が適正に行われるよう、整備管理者を総括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十二條 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十三條 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠ぺいしたりせずに直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第十四条 事故・災害等発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- ① 事故・災害が発生した場合における運転者のるべき措置及び報告連絡体制は、運行管理規程及び緊急事態対処報告・連絡図の定めるところによる。
- ② 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う
- ③ 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害

等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十五条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、安全統括管理者の承認を得たうえで実施する。

- ① 安全統括管理者は、運行管理者と連携しながら、直接運転者に法令、交通安全、労災防止に関する事項を指導する。
- ② 指導効率を高めるため、添乗業務、路上観察、運転適性診断等の方策を隨時実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十六条 安全統括管理者は安全統括管理者又は指名した者を実施責任者として、輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- ① 安全統括管理者は、監査の結果により必要がある場合は、必要な方策を検討の上、経営トップに報告し、当面必要になる緊急の是正措置又は予防措置を講じること。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十七条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

1. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十八条 輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載、報告書等により外部に公表するものとする。

- ① 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況等について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十九条 輸送の安全確保のための施策の推進にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- ① 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(規定の見直し)

第二十条 本規程は業務の実態に応じ経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者等の会議において、定期的におよび適時適切に必要な見直しを行うものとする。

付 則

本規程は、平成26年1月1日から実施する。